

松阪市香肌峡健康の森運動公園条例

改正後	改正前
<p><u>松阪市香肌峡健康の森運動公園条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>松阪市は、豊かな自然環境を活用した保健休養とスポーツ・レクリエーションを通じた潤いの場を創設し、市民の健康増進とスポーツの振興に資するため、次の施設を設置する。</u></p> <p>名称 <u>松阪市香肌峡健康の森運動公園</u> 位置 <u>松阪市飯高町森2155番地1</u></p> <p>(事業)</p> <p>第2条 <u>松阪市香肌峡健康の森運動公園（以下「運動公園」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</u></p> <p>(管理)</p> <p>第3条 <u>運動公園の管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。</u></p> <p>(開業日及び利用時間)</p> <p>第4条 <u>運動公園の開業日及び利用時間については、別表第1に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これらを変更することができる。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第5条 <u>運動公園を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p>	<p><u>松阪市宿泊施設スメール及び香肌峡健康の森運動公園条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>松阪市は、地域資源を高度活用した保健休養とスポーツ・レクリエーションを通じた潤いの場を創設し、市民の健康増進とスポーツの振興に寄与するとともに、地場産業と観光、交流事業を有機的に連携させて地域の活性化に資するため、次の施設を設置する。</u></p> <p>(1) <u>名称 松阪市宿泊施設「スメール」</u> <u>位置 松阪市飯高町森2296番地1</u></p> <p>(2) <u>名称 松阪市香肌峡健康の森運動公園</u> <u>位置 松阪市飯高町森2155番地1</u></p> <p>(事業)</p> <p>第2条 <u>松阪市宿泊施設「スメール」及び香肌峡健康の森運動公園（以下「スメール等」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>観光情報の提供に関すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</u></p> <p>(管理)</p> <p>第3条 <u>スメール等の管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。</u></p> <p>(開業日及び利用時間)</p> <p>第4条 <u>スメール等の開業日及び利用時間については、別表第1に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これらを変更することができる。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第5条 <u>スメール等を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1)～(9) (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 <u>運動公園</u>を利用する者は、別表第2に掲げる施設の利用のほか、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた、同様とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>運動公園</u>の施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>運動公園</u>の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 指定管理者は、前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を変更し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害については、指定管理者はその責を負わないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>運動公園</u>の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(利用料金の納付)</p> <p>第8条 利用者は、指定管理者に<u>運動公園</u>の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 指定管理者は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(1)～(9) (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 <u>スメール等</u>を利用する者は、別表第2に掲げる施設の利用のほか、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた、同様とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>スメール等</u>の施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>スメール等</u>の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 指定管理者は、前条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を変更し、若しくは利用の停止を命じ、又は利用の許可を取り消すことができる。この場合において、利用者に生じた損害については、指定管理者はその責を負わないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>スメール等</u>の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(利用料金の納付)</p> <p>第8条 利用者は、指定管理者に<u>スメール等</u>の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める期日までに納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 指定管理者は、<u>必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</u></p> <p>(2) <u>施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除</u></p> <p>(3) <u>市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</u></p> <p>(4) <u>その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割削減</u></p> <p>（目的外利用の禁止）</p> <p>第12条 利用者は、<u>運動公園</u>の施設の許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用をする権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>（原状回復義務）</p> <p>第13条 利用者は、<u>運動公園</u>の施設の利用が終了したとき、又は第7条の規定により利用の停止を命ぜられ、若しくは利用の許可を取り消されたときは、当該利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>（損害賠償義務）</p> <p>第14条 <u>運動公園</u>を利用する者は、<u>運動公園</u>の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>運動公園</u>の次に掲げる事業の運営企画に関すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>（目的外利用の禁止）</p> <p>第12条 利用者は、<u>スメール等</u>の施設の許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用をする権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>（原状回復義務）</p> <p>第13条 利用者は、<u>スメール等</u>の施設の利用が終了したとき、又は第7条の規定により利用の停止を命ぜられ、若しくは利用の許可を取り消されたときは、当該利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>（損害賠償義務）</p> <p>第14条 <u>スメール等</u>を利用する者は、<u>スメール等</u>の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>スメール等</u>の次に掲げる事業の運営企画に関すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>地域食文化の普及体験事業</u></p> <p>ウ <u>地域特産品の普及啓発事業</u></p> <p>エ <u>温泉利用施設の運営事業</u></p> <p>オ (略)</p>

改正後				改正前			
之 (略) (2) <u>運動公園</u> の利用の許可に関すること。 (3) <u>運動公園</u> の利用料金に関すること。 (4) <u>運動公園</u> の維持管理に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に属する業務を除く <u>運動公園</u> の管理に関すること。				カ (略) キ <u>歴史及び観光資源の情報案内並びに広報宣伝事業</u> (2) <u>スメール等</u> の利用の許可に関すること。 (3) <u>スメール等</u> の利用料金に関すること。 (4) <u>スメール等</u> の維持管理に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の権限に属する業務を除く <u>スメール等</u> の管理に関すること。			
別表第1 (第4条関係)				別表第1 (第4条関係)			
施設名		開業日	利用時間	施設名		開業日	利用時間
香肌峡健康の森運動公園	グラウンドゴルフ場	通年開業	午前10時から午後5時まで	スメール	宿泊施設	通年開業	チェックイン 午後3時から チェックアウト 午前10時まで
	テニスコート	通年開業	午前7時から午後10時まで		交流センター	レストラン	通年開業
						温泉浴場	通年開業
香肌峡健康の森運動公園	グラウンドゴルフ場	通年開業	午前10時から午後5時まで	香肌峡健康の森運動公園	グラウンドゴルフ場	通年開業	午前10時から午後5時まで
	テニスコート	通年開業	午前7時から午後10時まで	香肌峡健康の森運動公園	テニスコート	通年開業	午前7時から午後10時まで
別表第2 (第6条及び第8条関係)				別表第2 (第6条及び第8条関係)			
施設名	区分	利用料金	備考	施設名	区分	利用料金	備考
ス	宿	客室	1泊 大人1人	ス	宿	客室	1泊 大人1人
						9,000円以上	・小人は、3歳か

改正後						改正前									
香肌峡健康の森運動公園	グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ及びパターゴルフ	大人1回	1,200円以内	・小人は、3歳から12歳までとする。	メール	泊施設				22,000円以内	ら12歳までとする。 ・利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。 ・利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。			
			小人1回	600円以内							〃 小人1人		6,000円以上 15,000円以内		
	テニスコート	照明なし 1面	1時間以内	880円以内	・利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。						宴会場		全室	貸室 2.5時間以内	9,000円以上 40,000円以内
		照明あり 1面	1時間以内	1,130円以内										〃 1時間増すごとに	3,000円以上 12,000円以内
						2区画	貸室 2.5時間以内	6,000円以上 24,000円以内							
							〃 1時間増すごとに	2,000円以上 8,000円以内							
						1区画	貸室 2.5時間以内	3,000円以上 12,000円以内							
							〃 1時間増すごとに	1,000円以上 4,000円以内							
						会議室	貸室 2.5時間以内	9,000円以上 20,000円以内							
							〃 1時間増すごとに	3,000円以上 6,000円以内							
						交	温泉浴場	大人1回	250円以上	・小人は、3歳か					

改正後		改正前				
	流 セ ン タ ー			1,000円以内	ら12歳までとする。 ・老人は、70歳以上とする。 ・利用時間は、準備及び原状回復に要する時間を含む。 ・利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。	
			小人1回	250円以上 600円以内		
			老人1回	250円以上 600円以内		
			入場券 (11枚綴り)	2,500円以上 10,000円以内		
		郷土芸能 伝承室	貸室 2.5時間 以内	9,000円以上 20,000円以内		
			〃 1時間 増すごと に	3,000円以上 6,000円以内		
	香 肌 峡 健 康 の 森 運 動 公 園	グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ 場	グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ 及 び パ タ ー ゴ ル フ	大人1回	500円以上 1,200円以内	・小人は、3歳から12歳までとする。
				小人1回	300円以上 600円以内	
			ファンシー サイクル車	1台 1時間以内	200円以上 500円以内	
			サイクリ ング車	1台 1時間以内	200円以上 500円以内	
テ ニ		昼間 1面	1時間以内	500円以上 1,000円以内	・利用時間は、準備及び原状回復に	

改正後	改正前					
		スコ ート	夜間 1面	1時間以内	700円以上 1,500円以内	要する時間を含む。